

日本司法支援センターの第1期中期目標期間終了時における
組織及び業務全般にわたる見直し（案）

第1 日本司法支援センターの現状

1 目的及び使命

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（総合法律支援）に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的とする法人である。

支援センターは、平成18年4月10日に設立され、同年10月2日から業務を開始した。今後も、支援センターには、法による紛争解決を身近なものにするための取組が期待される場所である。

2 これまでの取組

支援センターは、①法による紛争の解決のための制度の利用を容易にするための情報提供業務、②経済的に余裕のない方が弁護士等の援助を受けて民事裁判等手続により紛争を解決するための民事法律扶助業務、③国選弁護関連業務、④弁護士等が地域にいないこと等弁護士等に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、弁護士等によるサービスを提供するための司法過疎対策業務及び⑤犯罪被害者に対する総合的な情報提供や精通弁護士の紹介を行う犯罪被害者支援業務を行っており、いずれの業務においても、一定の成果を上げてきた。例えば、情報提供業務、民事法律扶助業務及び犯罪被害者支援業務に関しては、増加する需要に対して、国選弁護関連業務に関しては、平成21年5月の裁判員制度の導入や被疑者国選弁護の範囲の大幅拡大に対して、いずれも適切に対応しており、司法過疎対策業務に関しては、日本弁護士連合会と連携しつつ、着実に、いわゆる弁護士ゼロワン地域を減少させてきた。

第2 組織及び業務全般の見直しの基本的な方向性

1 見直しの考え方

今回の見直しは、支援センターの行っている業務が、憲法で保障されている裁判を受ける権利、刑事被告人の国選弁護人を選任してもらう権利を実現するために不可欠なものであり、また、司法に密接に関連するものである点に十分留意しつつ、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえた上で行う。

法務大臣による支援センターに対する組織及び業務全般にわたる検討とその結果に基づき講ずる措置は、上記の点で、一般の独立行政法人とは異なるものである。他方で、支援センターは、国費を受けて業務を行っていることから、支援センターの業務の特殊性に配慮し、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつも、可能な限り効率的で効果的な業務運営が行われるようにするという見地からのものが中心となる。

2 基本的な方向性

第2期中期目標期間においては、支援センターが第1期中期目標期間において果たしてきた役割を引き続き十分に果たしていくとともに、第1期中期目標期間において必ずしも国民の期待に応えられていない点は改善していく観点が必要であることから、第2期中期目標期間を迎えるこの機会に、組織及び業務を的確に見直すことが必要である。

司法が果たすべき役割は、ますます重要になっており、法による紛争解決を身近なものにするための支援センターの業務に対する国民の期待も高まっている。また、国費の支出の適正、国費を投入して行う事業の意義、効果についての国民の関心も高まっている。今回の支援センターの組織及び業務全般の見直しは、全体として、このような状況を踏まえたものとすることが求められる。

そこで、支援センターにおいては、本部、地方事務所を問わず、支援センターの全ての役職員が、このような状況を踏まえた上、利用者の視点か

らサービスの質の向上を図るとともに、常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善をしていく姿勢が求められている。

支援センターの業務運営の責任を負う理事長は、自らリーダーシップを適切に発揮し、効率的で効果的な業務運営に努め、利用者でありかつ納税者でもある国民の満足度の向上を図ることが求められている。

第3 支援センターの組織及び業務全般の見直し

支援センターは、この見直しの内容に沿って検討を行い、その結果を中期計画や年度計画に具体的に盛り込むことが求められる。

1 組織の見直し

(1) 職員の採用、配置に関する見直し

ア 職員一般

職員数については、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務量に応じた適切なものとする必要がある。職員を新たに採用する場合には、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。職員の配置については、配置先の業務量に応じた適正なものとする。

イ 常勤弁護士

常勤弁護士が総合法律支援の実施及び体制の整備のために果たすべき役割を踏まえつつ、支援センターの業務を遂行するために真に必要な常勤弁護士の数を厳格に検証する。常勤弁護士の配置に当たっては、民事法律扶助事件及び国選事件の確実な受任体制の確立、地域の関係機関等との連携協力関係の確保・強化の必要性、地域における一般契約弁護士の事件の受任状況等を考慮し、適正な配置になるよう事前に十分な検討を行う。

(2) 支部・出張所の見直し

支部・出張所については、業務量，対応する地方事務所の体制，支部・出張所を維持するための費用と維持による効果等の点を総合的に考慮して、廃止を含め、必要な見直しを行う。

2 業務全般の見直し

(1) 情報提供業務の見直し

ア コールセンターの利用促進

電話による情報提供（犯罪被害者支援に関するものを含む。）について、効率的で効果的な業務運営を行うため、コールセンターと地方事務所の役割を明確化した上で、コールセンターで対応可能なものについては、コールセンターの利用の促進を図る。そのために、コールセンター及び地方事務所で提供している情報の種類や内容等について、関係機関・団体や利用者に対する周知を図る。また、地方事務所からのコールセンターへの電話転送について、地方事務所において行っている電話による情報提供の件数やコールセンターの体制、費用対効果等の点を考慮した上、その適否を検討する。

イ コールセンターの設置場所等

コールセンター業務の委託契約を次に更新するに当たっては、経済性やサービスの質の確保に留意しつつ、効率的な業務運営の観点から、その設置場所を地方に移すことも含めて必要な検討を行う。

ウ サービスの質の向上

サービスの質の向上を図るため、コールセンターの利用者の意見を適切に業務に反映させる仕組みを構築して業務の質の向上を図るとともに、オペレーターの質の向上に努める。

エ 関係機関との連携強化

消費者庁，地方公共団体等の関係機関・団体との連携・協力関係を強化し，支援センターと関係機関・団体の業務内容についての情報を相互に把握し共有するなど，利用者が必要とする最適な情報を簡易迅速に入手できるようにするために必要な措置を講じる。

(2) 民事法律扶助業務の見直し

ア 償還金の確保等

年度ごと，地方事務所ごとの民事法律扶助業務に係る立替金債権の管理・回収計画を策定し，毎年度，立替金債権の管理・回収状況について検証した上，厳格に評価し，不断に必要な見直しを行う。その上で，生活保護受給者に係る立替金債権等，償還の見込みがない立替金債権については，償却も含めてその処理を検討し，適切に対応する。

償還を要すべき者に対しては，初期滞納の段階での回収率の向上を図る，長期滞納者に対するものも含め効率的で効果的な回収方法を工夫する，償還率の高い地方事務所における取組を分析し，その長所を活かして，支援センター全体として効率的で効果的な回収を行うなどの対策を検討し，適切に実施する。

イ 事務手続の効率化

審査の適正を確保しつつ，書面審査を活用するなどの方法により，事務手続の効率化を図る。

(3) 国選弁護関連業務の見直し

業務運営の効率化の観点から，国選弁護人等の報酬算定に対する不服申立てへの対応について，本部及び地方事務所の役割を明確にした上で，事務を適切に分担し，事務手続の簡素化，合理化を図る。

(4) 司法過疎対策業務の見直し

ア 司法過疎対策地域事務所の設置

司法過疎対策地域事務所の設置，廃止の要否について，事後の厳格な検証の実施に資するよう，司法過疎対策地域事務所を設置する際に考慮する要素を具体的に明らかにする。

地域の実働弁護士の数，地域のニーズ，日本弁護士連合会によるひまわり基金公設事務所の設置状況等を的確に把握することにより，司法過疎対策地域事務所の設置，廃止について，不断に検討し，必要な見直しを行うものとし，毎年度，日本司法支援センター評価委員会において一定の指標（現行の項目別評価表の「評価の指標」又はこれに相当するもの）に基づく評価を受けることとする。

イ 司法過疎対策地域事務所を設置していない地域における常勤弁護士の巡回

司法過疎対策地域事務所を設置していない司法過疎地域において，より多くの者に，ニーズに応じたサービスを提供するため，ニーズを

十分に把握し，このような司法過疎地域に近接する地方事務所への常勤弁護士の重点配置等の工夫により，司法過疎地域における法律サービスを充実させる。

(5) 犯罪被害者支援業務の見直し

ア 犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員以外の窓口対応職員の技能の向上

効率的な業務運営を行いつつサービスの質の向上を図るため，犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員が配置されている地方事務所において犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員が勤務していない時間帯や，犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員が配置されていない地方事務所における犯罪被害者に対する窓口での情報提供に当たっては，犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員以外で犯罪被害者に対する窓口での情報提供を担当する職員に対し，必要な研修を行うことなどにより，二次被害を防止するなど犯罪被害者の心情に配慮した質の高いサービスの提供を図る。

イ 関係機関との連携協力関係の強化

犯罪被害者に対して適確な情報を効率的に提供するために，犯罪被害者支援連絡協議会の場を積極的に活用するなどして，関係機関との連携協力関係を強化する。

3 その他の見直し

(1) 自己収入の確保

引き続き，寄附金等の獲得に努める。

(2) 一般管理費

役職員の報酬，給与について，引き続き，国家公務員の給与構造改革の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持，柔軟な雇用形態の活用等による合理化，効率化を行うよう努める。人件費以外の一般管理費について，契約手続の適正を維持するとともに，無駄を極力排除し，全体として効率化に努める。

(3) 効率的で効果的な広報の実施

支援センターの知名度を向上させ，利用の促進を図るため，効率性の

観点を踏まえつつ効果的な広報を実施する。また、広報に要した費用と効果を事後に分析し、その結果を後の広報戦略に反映させる。

(4) 内部統制

支援センターの業務に係る不祥事を未然に防止するため、業務フローを検証し、支援センターとしてとりうる対策を講じるとともに、内部統制を強化するために必要な措置についても検討し、実施する。また、法令遵守（コンプライアンス）体制の充実を図り、これを維持するよう努める。